

平成30年 第11回定例教育委員会会議録

1. 開催日時 平成30年11月15日(木)
午後4時05分～午後4時50分
2. 開催場所 柏原市教育委員会 委員会室
3. 出席した委員
- | | |
|---------------|---------|
| 教 育 長 | 新 子 寿 一 |
| 教 育 長 職 務 代 理 | 山 崎 裕 行 |
| 委 員 | 田 中 保 和 |
| 委 員 | 近 藤 温 子 |
| 委 員 | 西 村 弥生子 |
4. 出席した職員
- | | |
|-----------------|---------|
| 教 育 監 | 岡 本 泰 典 |
| 教 育 部 次 長 | 石 垣 好 啓 |
| 教 育 総 務 課 長 | 寺 川 款 |
| 学 務 課 長 | 安 田 典 子 |
| 指 導 課 長 | 石 田 智 |
| 社 会 教 育 課 長 | 磯 部 賢 二 |
| 文 化 財 課 長 | 安 村 俊 史 |
| ス ポ ー ツ 推 進 課 長 | 乾 正 人 |
| 公 民 館 長 | 一 松 孝 博 |
| 図 書 館 長 | 山 角 清 治 |
| 健 康 福 祉 部 長 | 石 橋 敬 三 |
| 事 務 局 教 育 総 務 課 | 後 檀 洋 文 |

5. 議事案件

議案第47号 柏原市運動部活動の在り方に関する方針の策定について

6. 報告事項

7. 会議録の承認及び会議の要旨

会議前に山崎委員再任職務代理者指名報告（11月13日付）あり。

新子教育長： 皆さんこんにちは。平成30年第11回 定例教育委員会会議を開催いたします。本日の会議録署名は、西村委員です。よろしく願いいたします。次に、第10回定例教育委員会会議録につきまして、事前に送付しておりますが、何かご意見はございますか。

委員全員： （異議なし）

新子教育長： それでは、会議録について承認いただけたということで、議事案件に入ります。本日の議案は1件です。議案第47号について、指導課石田課長からご説明願います。

石田課長： ご説明申し上げます。議案第47号「柏原市運動部活動の在り方に関する方針」の策定について指導課よりご説明申し上げます。

部活動は、各学校の教育課程での取組みとあいまって、学校教育がめざす生きる力の育成、豊かな心を育む役割を果たしております。しかしながら、部活動における過度な練習等は、生徒の心身のバランスのとれた発達を妨げるとともに、教員においても長時間勤務の要因の1つとなっていることは、昨今マスコミでも取り上げられているところでございます。このようなことから、スポーツ庁は平成30年3月に、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定し、その中に「市町村教育委員会は本ガイドラインに則り、都道府県の『運動部活動の在り方に関する方針』を参考に、『設置する学校に係る運動部活動の方針』を策定する」と示しました。その後、平成30年9月に大阪府教育委員会が「大阪府運動部活動の在り方に関する方針」を策定されましたので、本市でもそれを受け、中学校校長会と何度も協議を重ねて、このたび「柏原市運動部活動の在り方に関する方針」を策定するに至ったという経緯でございます。

この策定案の作成の過程で議論の中心となったのは、休養日の設定及び練習時間でございました。本日はその部分を中心にご説明申し上げます。右下のページ番号の7ページをご覧ください。これまでも本市では週1日の休養日を設け、それを学校経営書にも明記するよう指示してきておりました。今回の方針は、ガイドライン及び府の方針に準じ、「学期中は週当たり2日以上、平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする」としました。また「週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える」とし、さらに「振替は1週間以内を基本とする」という文言を追加しました。また「長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行い、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設ける」としました。

練習時間につきましては、「1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う」とし、さらに「1日の練習時間は、休憩時間を含む」という文言を追加しました。

また、ガイドラインや府の方針にはない、「参加する大会の見直し」という項目を立て、「生徒や保護者、部顧問の状況を考慮しながら、生徒や部顧問の負担が過度とならないよう、参加する大会等を精査し、参加の可否を総合的に判断する」としました。

その他の項目として、気象状況による練習の注意事項についても記載しております。6ページをご覧ください。このウにおいて、「夏季の部活動において熱中症事故が懸念されることから、活動前、活動中、終了後にこまめに水分や塩分を補給し、休憩を取るとともに、生徒への健康観察など健康管理を徹底するなどの事故防止対策を講じる。その際、「熱中症予防運動指針（公益財団法人日本スポーツ協会）」等を参考に、気象庁の高温注意情報が発せられた当該地域・時間帯においては活動を原則として行わないようにする等、適切に対応する」とし、更に「また、急激な天候の変化（雷、大雨等）にも適切かつ迅速な対応を講じる」という文言を追加しました。

また、これは運動部活動に関する方針ではございますが、文化部につきましても、先日文化庁がガイドラインの案を作成するとの報道があり、早ければ年内に策定されることですので、この市の方針のその他の部分に「当面、文化部の活動の特性を踏まえつつ、本方針に準じて取り扱う」としております。

最後に今後のスケジュールですが、今回この方針をご承認していただきましたら、まず市のホームページで公表いたします。その後各中学校においてこの市の方針に則り、本年度中に「学校の部活動に関する活動方針」を策定しホームページ上で公開して、平成31年4月1日から適用する運びで進めていく予定でございます。

説明は以上でございます。ご審議宜しくお願い致します。

新子教育長： はい。部活動に関して、今までは当然のことながら文部科学省、あるいは府教委も含めて、指示・指導については触れない部分でしたが、国のほうから、働き方改革も含めた中で出されたものでございます。ご意見・ご質問も含めてお願いします。

山崎委員： 教員に向けてならこれで良いと思いましたが、ホームページに出すということは、市民の皆さんに公表することになりますね。そうなるともう少しいねいな内容に変える必要があるのではないかと思います。まず1点目、このテーマですが、「柏原市立中学校の運動部活動の在り方に関する方針」とした方がより分かりやすいのではないかと。というのは、小学校にも運動系の部活動があり高校にもありますので混同してしまうと思うんです。だからわかりやすくするためにもこういうテーマにして、3ページ一番下の○印のところの「中学校段階の部活動を対象とし、」の部分削除すればいいと思います。まず、3ページ最初の「本方針策定の趣旨等」は保護者の皆さんに分かりやすく「本方針の策定にあたって」とすれば、意味も分かりやすいのではないかと思います。それから、3つめの○印の「しかしながら、部活動における過度な練習等は、生徒の心身のバランスのとれた発達を妨げるとともに、教員においても、長時間勤務の要因の1つとなっている。」ここがいちばん大事な所なんです。喫緊の課題なんです。だからここを充実させないと、この部分をもっと広げてやらないと、例えば、「長時間勤務の要因の1つとなっている」の後に「これが中学校の運動部活動における喫緊の課題となっている」と続けるなどしてもう少し増やさないと、ここがいちばん大事な所ですから、こんなに簡単な書き方ではダメだと思います。4つ目の○印の最後の行「適切な部活動の取組み」は「適切な部活動のあり方」にすべきでしょう。それから最後の○印1行目の「教員にとって望ましい環境」は「教員にとって部活動の望ましい環境」としてはどうかと思いました。次の行の「最適に実施」

は、文章を作るときには「適切に実施」とするのが普通でしょう。次の4ページの(2)「活動の方向性の確認」とあるが、(1)(3)には部活動とありますし、(2)についても「部活動の方向性の確認」が良いのではないですか。それから(3)イの「部顧問」は、せつかく最初の部分で「運動部活動(以下、「部活動」という)」としたのだから、ここも「部活動顧問」としたらどうでしょう。「部顧問」はQ&Aにもたくさん出てくるので、「部活動顧問」にした方がていねいになるんじゃないですか。これが組織内部の教員にだけ示した文章ならこれで良いのですが、市民の皆さんが見るんであればきっちりした方が良いと思いました。次の5ページのウ「学校の設置者」は、市民や保護者の皆さんには説明をする必要があると思うんです。これは「柏原市教育委員会」としてはどうでしょう。「学校の設置者」は下の2の(1)アの4行目にも出てきます。保護者の皆さんに向けて、できればそのように変えてはどうかと思いました。それから、5ページの下から6行目、「職員」とありますが、ここまでに教員や補助指導員と出てきたので、職員では違和感があり、ここは「教員」または「教職員」どちらかだろうと思いました。それから7ページ4のところで、私は「部顧問」より「部活動顧問」のほうが良いと思うのと、「生徒や部顧問」が何度も出てくるため、2行目最後の「生徒や部顧問」を削除しても文章としては繋がると思いました。8ページA4にある「規制」は「帰省」の誤りでしょうか。次にA5にある「各校においては」はていねいに「各学校においては」とした方良いと思います。A6の「学校通信」は実際にこの名称が使われているなら良いですが、学校だよりや学級通信など他の名称が多いのならそのように表記するほうが良いと思いました。次のA7はオブラートに包んだように「本方針に則り対応をお願いします」となっているが、「本方針に則り2時間程度にしてください」などとはっきり書くべきだと思います。それからQ11に関して一緒に考えてほしいのですが、こんなに校長に遠慮する必要があるでしょうか。私は校長が部活動についてもチェックや把握をする必要があると思います。係がいたとしても、その係から報告を受けるなどしてチェックや把握をすべきだと思います。私はこのQ11は不要だと思って見てました。次のページ、A12の「必ずしも顧問が作成しなければならないものではありません。」とあるが、これもどうしてこんなに顧問に遠慮する必要があるのかなと思います。顧問が長時間勤務になり大変だというのはわかります。しかし、活動計画については、自主性を育てるため生徒が作成したものを顧問が承認するなど、学校や各部活動がこれまで行ってきた方法により対応をお願いしますと書いてある。生徒が作成したものを顧問が承認することも自主性を育てるため大事ですが、全部こんなふうに行われるとダメですよ。やはり顧問は指導者だから生徒が作ったものを承認するだけでは。「ここはこういうふうにしなさいとか、こんなふうにしましょう」などと指導を入れるべきでしょう。だから「必ずしも顧問が作成しなければならないものではありません。」の部分はカットすべきだと思います。こんなに遠慮することは無用だろうと思います。やはり指導はしてもらわないとダメだと思います。たくさん申し上げました。もし、そうだなあと思うところがあれば、直していただけたらと思います。

新子教育長： 他にございますか。

近藤委員： 今回運動部の部活動の在り方ということで、年度末に文化部のものが出るとい

うことですが、それが出ればまた文化部のこういったものを作る必要があるのですか。

石田課長： 文化部の部活動のガイドラインにどのように書かれているかが分かりませんので、スポーツ庁のものには先ほど申し上げたように、府が方針を作りそれに則って市が方針を作ると明記されてましたので、作らせていただきました。もし文化庁が出すものにもこのような記述があれば、文化部用のものを作る必要が生じるかもしれません。

近藤委員： わかりました。

新子教育長： 今文化部で問題になっているのは吹奏楽部です。部活動で一番時間を使っているのは吹奏楽部なんです。休みの日は朝から夕方までやります。また、10月の文化祭まで3年生を参加させることも問題になっています。

近藤委員： 6ページのイの文章がとても長くて、読んでいてわかりづらいところがあるので、もう少し文章をコンパクトに分けた方が読みやすいのではないかと思います。それから、様式1の休養日ですが、予定日数は変わるでしょうから、あまり意味はないように思いました。

石田課長： この様式については、あくまでも参考でつけておりますので、実際は各学校で使われております年間計画表や活動方針を使っても構わないとしていますので、実際は各学校の実情に応じた形で作られると思います。

田中委員： 9ページのQ11は、国や府から出たものですか。

安田課長： 府から出たものです。

新子教育長： 全国的には、国から出た部分を崩さないということです。ここに書かれてあるのは、市で書き換えたものもありますが、原則的には国・府が出してきているものに基づいて指導課で作成したものだと思うのですが、委員さんからご指摘のあった部分については確認していただいて、ただ、国・府から出ている部分については、文言を変える部分があっても大きく変わらないような形で作成する必要があると思います。

田中委員： 校長は校務をつかさどるということからすると、校長はチェックをしなければいけないと思います。少し気になります。

新子教育長： 部活動の在り方については、教育長協議会でも話題になっております。教育委員会からトップダウンで下ろすべきものなのか、石田課長が先に申しましたように、校長の意見を聴くことで、勤務時間内はクラブ指導をするよう校長は言えますが、勤務外は押しつけはできない、顧問の先生方の熱意に任せてきた部分もございます。ただ、山崎委員もおっしゃられましたように、市の方でアップするならば文言等も含めて再度確認を指導課でお願いしたいと思います。

田中委員： 部活動というのは、もともと勤務と明確に位置付けていないんですよね。それがずっと引きずっているところですね。

新子教育長： 決められた時間を越えて指導をしていることについては、校長が注意もできますが、練習内容等についてはなかなか難しいです。この方針が承認されるかどうかで、次年度の柏原市内中学校の部活が大きく変わります。

西村委員： 結局はここでいう方針があって、学校と齟齬がないということで教育委員会として載せるということですよ。学校がホームページに出す学校の方針と教育委員会がこ

ういつてるよというのが。

新子教育長： 市内の中学校がこういうふうに進めますという説明です。

西村委員： 保護者たちが見るのは、年間計画の具体的な部分なので、これがいつまでに掲載されて、随時更新されるのかどうか、そのあたりも載せた方が良いと思いました。9ページのQ9はQ5と内容的に重なる部分があるので、まとめても良いのかなと思いました。

田中委員： 5ページ最初の「学校の設置者」のところですが、学校の設置者を教育委員会に変えてはとお話しがありました。学校の設置者と教育委員会は違うわけですね。ですのでここを変えて良いのかどうか。国がこのように「学校の設置者」と書いているのであれば、それを変えるのはどうかなと思います。

新子教育長： 確認しましょう。他よろしいでしょうか。

安田課長： ホームページ用に、保護者には要らない情報や学校の内情的な部分を除いたものを新たに作るのかと思っていましたが、そういう方法はいけませんか。ホームページ用を作るのであれば、本日は方針について承認いただき、ホームページ用は指導課でと思ったのですが。

山崎委員： それはしない方が良いです。ホームページ用を別にすると、市民の方に疑念を持たれると思います。

西村委員： 6ページのイの9行目「教員や養護教諭等」に「校医」を入れた方が良いのではないのでしょうか。

石田課長： 原案としましては、検討時にしっかり見ていただいておまして、休養日や練習時間その他について特にご意見はありませんでした。

田中委員： 今回については、確認さえしていただいたらいいと思います。

新子教育長： 国・府の方針に基づいた内容で進めていくということでご承認いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

委員全員： 異議なし

新子教育長： ありがとうございます。校長のほうが結構前向きに教育委員会に協力して進めていきたいと思いますとの意見がありました。中学校といたしましても出来るだけ早く保護者にも知らせたい、次年度に向け顧問会議も進めていきたいという校長の意見もごさいますことから、ご意見をいただきました文言等につきましては確認させていただいた上で、来月の校園長会で説明させていただきたいと考えております。それでは本日の議事案件は以上です。

続いて報告事項はございますか。

乾課長： 【柏原シティキャンパスマラソンについて報告・説明】

新子教育長： 他にございますか。無いようですので日程確認に移ります。(12月の行事等を確認)12月18日は教育委員会会議の前に、総合教育会議がございますのでよろしくお願ひします。

(1月2月の日程調整)1月の教育委員会会議は23日(水)午後3時から、2月は6日(水)の午後3時からでお願いいたします。以上をもちまして、第11回定例教育委員会会議を終わらせていただきます。ありがとうございました。

本教育委員会会議の議事の経過に相違ないことを証するためにここに署名する。

平成30年 月 日

柏原市教育委員